

令和6年度 山武市農作業別標準賃金

区 分	標準賃金の額	備 考	
水田作業	9,300円	賃金は1日当たりとする。 (実労働時間8時間)	
準備作業 (トラクター)	水田耕起	6,900円	10a当たりとする。 (オペレーター付作業賃金)
	水田代かき	7,200円	10a当たりとする。 (オペレーター付作業賃金)
	畦塗り	41円	1m当たりとする。
育苗	810円	1箱当たりとする。 (硬化まで、種もみ代金を含む。)	
田植機による植え付け	8,700円	10a当たりとする。苗費は含まない。 (オペレーター付作業賃金)	
収穫作業 (コンバイン)	刈取、脱穀	19,400円	10a当たりとする。 (オペレーター付作業賃金)
	刈取から籾すりまで	43,000円	10a当たりとする。 (オペレーター付作業賃金)
乾燥調整	3,300円	60kg当たりとし籾すりまでとする。	
畑作業一般	9,000円	賃金は1日当たりとする。 (実労働時間8時間)	
畑耕耘(トラクター)	6,000円	10a当たりとする。 (オペレーター付作業賃金)	
草刈り「ハンマーナイフ・モア」 (トラクター利用)	7,900円	10a当たりとする。 (オペレーター付作業賃金)	

※ 内税金額です。

※ この表は、農作業をお願いするときの目安となる標準額を定めています。農地の状況、地域の実情により、依頼者と受託者の双方で十分話し合ってから決めてください。